

第31回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和6年7月11日（木）午前10時30分～午後零時

2 場所

秋田家庭裁判所602会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

赤坂薫、伊藤繁、宇佐見康人、佐々木徹、須田広悦、仲田憲史、原田由梨、三浦進一

（説明者）

土屋首席家裁調査官、近野首席書記官、高野主任書記官

（事務局）

熊谷事務局長、泉総務課長

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）委員長選出

委員長として伊藤委員が選出された。

（4）職務代理者の指名

職務代理者として仲田委員が指名された。

（5）前回の委員会後の、同委員会のテーマである「少年審判手続と教育的措置について」に関する取組状況について説明

（6）協議

議題「家事調停の運営について」

ア DVD「ご存知ですか？家事調停」の視聴

- イ ウェブ会議を利用した家事調停手続に関する説明
 - ウ ウェブ会議を利用した家事調停の接続手順等の見学
 - エ 意見交換
- 別紙のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和7年1月又は2月頃を開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者)

- ◎ 一般の方々に家事調停制度がどのように理解されているか、どの程度浸透しているか等について、ご意見をうかがいたい。
- 事前にいただいた資料を基に、他の委員とお話をする機会を持つことができたが、裁判所以外の公的機関においても家事調停を勧められているようである。
- 子供の貧困の問題について関心が高まっているが、父母同士が顔も見たくないなどと、養育費の定めをきちんとしないまま離婚の届出のみをして、生活困窮に陥るケースが多くある。届出の前の公正証書の作成や、家事調停による取決めを勧めたいのだが、家事調停は費用がかかるといったイメージや、相手と顔を突き合わせる事への抵抗感を持たれているようにも感じられる。ウェブ調停が可能であることも含め、もっと家事調停手続を周知すべきである。
- 家事調停の申立てをする際の費用について説明させていただくと、1件あたり1200円分の収入印紙と、連絡用の郵便切手費用を合計して、1件あたり2000円弱に納まる場合が多い。次に、家事調停の進め方については、申立人、相手方の控室は別々であり、そこから調停室に交互に呼ばれ、それぞれ入室いただくこととなる。原則として双方が対面することはなく、それぞれの言い分は調停委員を介して相手に伝えられる。また、当事者の粗暴な行動が懸念されたり、相手の姿を見ただけで体調を崩す恐れがあるといったケースでは、階を別にして、申立人、相手方にそれぞれの調停室を用意し、調停委員がそれぞれの調停室を行き交うこととして、万が一にも当事者同士が顔を合わせないようにするなど、可能な限り、当事者の要望に沿った配慮を行っている。
- 調停費用や公正証書の作成費用に関しては、公的機関において助成制度が整備されているが、低額であることから、助成したことによる効果がどれほどあるのかといった議論もされているところである。

◎ 本日説明させていただいたウェブ調停について、ご意見、ご質問等をいただきたい。

○ 日常、ウェブ会議を行う機会が増えたが、未だに慣れないところはある。スマホを持ちつつ、やり方を教えてもらいながら進めることもある。若い世代はそれほど抵抗がないのかもしれないが、操作を覚えようと資料を読んでも、アプリケーションという言葉自体が分からないなど、苦勞している方もまだいると思う。ウェブ調停についても、より砕けた言葉を用いて、分かりやすい説明とすることが必要なのではないか。

○ 今回、ウェブ調停の利用者への事前送付資料を読ませていただいたが、率直な感想として、受け取っても読まないだろうと感じたところはある。二、三分の分量の、動画を用いた分かりやすい説明にするといった発想があれば、比較的年配の方や、ウェブ会議に慣れていない方にも、ウェブ調停が浸透していくのではないか。一方で、アプリケーションのインストールができないといった段階の方には、無理にウェブ調停を勧めないといった観点も必要であろう。

ウェブ調停の進め方等についても説明をしていただいたが、通常の、対面による家事調停とどこが大きく異なるのか、そもそものところがよく分からない。ウェブ調停のメリットは、具体的にどのようなものであろうか。

□ ウェブ調停は、遠方に住まわられていて、裁判所への出頭が困難な方にメリットが大きい。ウェブ調停の導入前から電話会議が利用されており、どちらも遠隔地の当事者の負担軽減には繋がるが、顔の見えるウェブ調停の方がコミュニケーションがとりやすいと考えており、調停委員からも同様の感想を聞いている。他には、裁判所への出頭を避けたい方、例えばDVの被害者や、現住所を隠し、裁判所に出頭したことを契機に付きまとわれる恐れのある方などについて、ウェブ調停が有益かと思われる。

○ ウェブ調停で一番不安な点はセキュリティである。ハッキングされるのではないか、調停の内容が外に漏れるのではないかと、不安を感じる利用者もいる

ように想像される。

- ウェブ調停は、アプリ上での録画、録音ができないよう、Webexによるセキュリティ設定を行った上で実施しているが、パソコンとは別のビデオカメラ等を用いて、パソコンの外側から録画等をするなどの、悪質な行為を完全に防止することまではなかなか難しい。ただ、事前に注意事項を説明する中で録画等の防止について注意喚起したり、パソコンのカメラを360度回して室内を撮影してもらうなどの対策は行っている。

なお、ウェブ調停は、当事者の希望があっても必ず実施するわけではない。調停委員会においてウェブ調停による進行が不相当であると判断すれば、電話会議を用いた調停に切り替えたり、裁判所への出頭を求めるなどの対応をする。

- 女性自立支援施設や母子生活支援施設に入所中の方がウェブ調停を利用する際には、同じ施設内に別の入所者が生活しているため、施設の管理者側にもウェブ調停における注意事項を周知し、情報が漏れない環境作りに協力していただくことが必要となろう。
- ウェブ調停において、途中経過を残しておきたいなどといった理由で隠れて録画等がされた場合や、禁止されているにもかかわらず第三者が同席するなどした場合の、これらの行為に罰則はあるのか。それとも口頭注意等がなされるのみか。
- 裁判官としてこの点の運用等についてご説明するが、まず、これらの行為を法律上直接罰する規定はないと承知している。また、各担当裁判官が個別の事情に応じて対応することとなるため、統一的な対応方法等をこの場でお示しすることもできない。仮に録画されていた場合にありえるのは、録画データ等の消去を求めたり、今後第三者が立ち会わないよう伝えるといった対応だが、それらが守られないほどの深刻な状況であったならば、ウェブ調停での進行は難しいという判断がされる場合が多いと思われる。
- 私は弁護士として、また調停委員として電話会議を用いた調停に多く関与し

てきた。今はまだウェブ調停を行ったことはないが、ウェブ調停を担当した調停委員からは、問題なく実施されたし、遺産分割事件では当事者が多数となるため、ウェブ調停が有益であったと聞いている。

セキュリティに関して、電話会議を用いた調停では、電話の相手が本人かどうかの確認を名前と生年月日の照合により行っているが、ウェブ調停では、従前の方法に加えて身分証を現認することができ、なりすましの防止に有用である。また、第三者が不正に同席していないことについても、従前の方法では、電話の接続先がどこであるのか、第三者がいないかなどについて口頭で質問するのみであったが、ウェブ調停では室内の状況を360度目視で確認することができるため、セキュリティが高まったと感じられた。

ところで、ウェブ調停を経験した弁護士から、例えば離婚調停では相手方の住所地を管轄する裁判所にて調停を行うこととなるため、その裁判所が申立人にとって遠方である場合、ウェブ調停はありがたい制度だとの感想を聞いている。これまで、上記と同様の状況において、申立人が幼い子を監護しているといった個別事情により申立人の住所地を管轄する裁判所で調停を行う、いわゆる自庁処理の運用が認められてきた。今後、ウェブ調停の普及により自庁処理の運用が縮小していくのかどうかは、気になるところである。

- 裁判官として、ご指摘のような事情に基づき自庁処理がそれほど頻繁に認められてきたとの印象は持っていない。確かに、電話会議が存在していない時代までさかのぼれば、自庁処理の行われる機会は現状より多かったかもしれないが、電話会議が導入されるなどして、遠方の方にもそれほど大きな負担をかけない運用がされてきたのではないかと理解している。実際のところ、ウェブ調停が自庁処理に影響を与えるかは、運用を重ねてみないと分からないところではある。
- ◎ 今後、弁護士代理人に委任していない、一般当事者にもウェブ調停の利用を拡大していくこととなるが、それを見据えた運用上の工夫や配慮についてどの

ようなことが必要か、ご意見をうかがいたい。

- ウェブ調停が面倒くさいなどの印象を持たれたら、浸透しない。せっかく便利なものを取り入れるのだから、できるだけ簡略化してゆくことが重要である。
- 対面での調停であれば、図や絵を書きながら説明する場面もあるかと思うが、ウェブ調停でも同様の方法は可能か。
- 現在の仕様では難しく、必要であれば、図を書いた紙を画面に映して共有するといった方法によることとなる。ただ、実際の調停の場面では、例えば金銭的な説明を行うにあたって、項目ごとに一覧化して書き出すことなどはまれにあるかもしれないが、調停期日中ではなく、期日間に次回に向けて説明資料を準備する方が多いようであり、調停中に図や表を書きながら認識を共有するといった場面はあまり多くはないように思われる。
- 手続の仕組みが飲み込めていない家事調停の開始時に、ウェブ調停を説明されても理解できないはずであり、書面で説明されればなおさらである。例えば、DVDで調停全般の流れを説明し、この部分がウェブ調停で行われるのですよといった説明があれば、理解しやすいのではないか。
- 現状、遠隔地にお住まいの方からの要望等により、電話会議を用いた調停を第1回目から実施することはよくある。一般当事者へのウェブ調停の導入は、まずは電話会議を用いた調停手続を経験してもらい、その中でウェブ調停の説明を行った上で次のステップに進むといった運用も想定している。
- デジタルネイティブ、準デジタルネイティブと呼ばれる世代より上の世代の中には、パソコンやタブレットにあまり触れてこなかった方もいる。そのような方々にウェブ会議を利用してもらうためには、まずは将棋や麻雀などのゲームを操作してもらって、抵抗感を解消させるといった工夫が必要であった。壁を作らず参加してもらうこと、こんなに簡単ですよと低学年の小学生にも分かるくらいの説明から始めることは重要で、これらはウェブ調停についても同様ではないか。